

# ホームヘルプサービスステーション華泉 運営規程

## (事業の目的)

第1条 有限会社ユートピア・アットホーム旭川が開設するホームヘルプサービスステーション華泉(以下「ステーション」という。)が行なう居宅介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、ステーションの介護福祉士又は介護職員初任者研修の修了者(以下「居宅介護員」という。)が障害者に対し、適正な居宅介護を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 ステーションの居宅介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (ステーションの名称等)

第3条 事業を行なうステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 ホームヘルプサービスステーション華泉
- (2)所在地 北海道旭川市大町1条9丁目181番地95

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(サービス提供責任者を兼務)  
管理者は、ステーションの従事者の管理及び業務の管理を行なう。
- (2)サービス提供責任者 5名以上  
サービス提供責任者は、ステーションに対する居宅介護の利用の申し込みに係る調整、居宅介護員に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行なうとともに自らも居宅介護の提供に当たるものとする。
- (3)居宅介護員 70名以上  
居宅介護員は、居宅介護の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし12月30日から1月3日迄は除く。
- (2)営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3)電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (居宅介護の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護の内容は次のとおりとし、居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1)身体介護 (2)通院介助 (3)通院等乗降介助 (4)家事援助

## (緊急時における対応の方法)

第7条 居宅介護員等は、居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

## (苦情解決に関する事項)

第8条 ステーションは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 ステーションは、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 ステーションは、提供したサービスに関し、旭川市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくはステーションの設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して旭川市が行う調査に協力するとともに、旭川市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 ステーションは、旭川市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を旭川市に報告する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町とする。

- 2 通常の事業の実施地域を超えて行なう居宅介護に要した交通費はその実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費も実費とする。
  - 一 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満 200円
  - 二 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上 300円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受ける事とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的  
に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (イ) 虐待防止のための指針の整備
- (ウ) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (エ) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (オ) 成年後見制度の利用支援

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業者は、居宅介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用時6ヶ月以内
- (2)継続研修 年12日

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社ユートピア・アットホーム旭川とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。